

# 安全運転管理者等講習の業務委託に係る埼玉県公安委員会の認定審査について

## 1 概要

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等に対する講習（以下「法定講習」という。）は、法第108条の2第3項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条の3の規定により、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると埼玉県公安委員会が認めるものに業務委託しています。

そのため、別途行われる令和8年度法定講習の業務委託契約において契約を行おうとする者は、下記に示す手続により所定の審査を受け、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するという埼玉県公安委員会の認定を受け必要があります。

## 2 委託業務の内容

- (1) 通知書の発送
- (2) 法定講習会場の確保
- (3) 法定講習会場の設営及び終了後の会場整理
- (4) 受付事務
- (5) 法定講習の進行
- (6) 法定講習の実施
- (7) 受講済者名簿等の作成
- (8) 法定講習の運営全般
- (9) その他法定講習に付随すること

## 3 埼玉県公安委員会の認定基準及び認定審査手続

- (1) 認定基準  
別添1のとおり
- (2) 認定審査手続等  
別添2のとおり

## 4 認定までの流れ

